



医療連携室 TEL &amp; FAX 03-3364-0366

## 医療ソーシャルワーカー業務のご案内

医療ソーシャルワーカー

柿 沼 佳 美



当院の医療連携業務が発足した当初、私たち医療ソーシャルワーカー（以下MSW）は、当院の連絡窓口として主に先生方から外来受診や入院のご依頼を受けて参りました。しかし、よりスムーズな受診・適切な医療を患者さまに提供するため、現在、その業務は看護師や医事課事務員が担っています。部門の設立に伴い、先生方と私たちMSWの関わりも本来業務に即した連携が中心となってきています。そこで、今回は私たちMSWの業務内容をご案内させていただきます。

## 1. MSWの業務範囲

MSWの業務範囲は、厚生労働省から指針が出ていますが、その中で業務の中心となるのが以下の3点です。

- ① 医療費、生活費など『経済的な問題』への解決・調整支援
- ② 病気、障害の受容やそれに伴う家庭生活、学校、職場生活への影響または支障といった『療養中の心理社会的問題』の解決・調整支援
- ③ 自宅退院、職場復帰等の『退院支援』

患者さまとご家族の安定した日常生活の支援のため、チーム医療の中で患者さまの療養生活や社会生活上の問題に視点をおき、患者さまの「生活しづらさ」を解決するために、社会福祉施策等の社会資源が必要な場合はその活用を検討しています。支援結果として、様々な社会保障制度をご紹介することが多いので、MSWは「制度紹介」のイメージが強いかもしれませんが。

## 2. 退院支援と連携

昨今の医療情勢から、当院でも退院に関する相談が年々増加し、昨年度の業務統計では、その割合が全業務量の約半分を占めています。そして、この退院支援こそが地域の先生方との連携が欠かせない分野になります。

急性期病院の退院のペースは、要介護状態の患者さまにとって、時に「早すぎる」ペースになり、早すぎる印象を持たれる退院は、患者さまやご家族の生活ペースに影響をきたし不安と混乱を招きます。一方で終末期の患者さまの退院にあたっては、「今」のタイミングで、患者さま・ご家族と一緒に個々の在宅療養スタイルを構築しなくてはなりません。退院支援には、こうした精神的負担の緩和や速やかな在宅療養支援体制の確立が求められます。

実際に携わる中で、「在宅療養」の拠り所として多くの患者さま・ご家族がホームドクターを求めています。当院の機能では到達不可能な患者さまの在宅療養の深部には、地域の先生方のご協力が必要です。在宅療養の要に医師が存在することは、患者さま・ご家族の安心した退院に繋がり、その結果その他の保健福祉サービスも活かした患者さま本意の在宅療養支援システムが完成します。

今後も確実に退院支援はMSWの中心業務になっていくと考えます。先生方には、ますます突然のお願い事ばかりが増えるかと存じますが、今後も相互の連携促進のため、ご支援・ご指導のほどよろしくごお願い申し上げます。

